

議案第64号

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等
の運営に関する基準の一部改正に伴い、文言の整理をしたいので、この案を提出する
ものである。

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第37条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「
同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2
号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第38条第3項中「第7条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども
園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施
設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、
を、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定
員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定
員の総数」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。